

選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査及び国境管理関連業務
対象国／類似地域	ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ、南アフリカ（南部アフリカ地域）／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱予防接種証明書。また、2021 年現在、入国時に新型コロナウイルスの PCR 検査陰性証明書（ザンビア：本邦出国前 48 時間以内、ジンバブエ：入国前 7 日以内、ボツワナ：本邦出国前 72 時間以内、南アフリカ：ボツワナと同様）の提示が必要。
※PCR 検査費及び陰性証明書発行に係る費用は 7 万円/渡航を上限に JICA が費用を負担します。

6. 業務の背景

2019 年 5 月、アフリカ大陸のエリトリアを除く 54 カ国・地域が参加するアフリカ大陸自由貿易圏設立協定（The African Continental Free Trade Agreement. (AfCFTA)）が発効した。この動きを受けて、アフリカ連合（African Union (AU)）が発表した、アフリカ開発の長期ビジョンを示すアジェンダ 2063 の実現に向け、域内統合の推進が期待されている。一方、2007～2017 年の域内輸出額は欧州の 63.4%、アジアの 55.1%に対しアフリカは 16.6%となっており、他地域と

比較し域内貿易は未だ活性化していない。こうした状況を改善するため、AU および AU の開発機関である African Union Development Agency - New Partnership for Africa's Development (AUDA-NEPAD) は、アフリカにおける地域経済共同体 (The Regional Economic Communities (RECs)) と共に各地域の経済統合を推進している。加えて、域内の回廊開発を促進する手段としてワン・ストップ・ボーダーポスト (One Stop Border Post (OSBP)) の推進をアフリカ・インフラ開発プログラム (Programme for Infrastructure Development in Africa (PIDA)) にて定め、本案件で対象とするチルンド (ザンビア-ジンバブエ間)、カズングラ (ザンビア-ボツワナ間)、ベイトブリッジ (南アフリカ - ジンバブエ間) の国境 OSBP も対象に含めている。

各 RECs による動きの中でも、特に東南部アフリカを中心とした共同体「南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community (SADC))」、「東南部アフリカ市場共同体 (Common Market for Eastern and Southern Africa. (COMESA))」、及び「東アフリカ共同体 (East African Community (EAC))」による 3 つの自由貿易圏を統合する広域自由貿易地域 (Tripartite Free Trade Area among the COMESA, EAC and SADC) 構想が 3 機関によって 2015 年に合意され、各 RECs が中心となり、加盟国・地域の経済統合に向けた動きが顕著となっている。

上記 3 つの共同体のうち、EAC が所掌する OSBP は 9 カ所において運用が開始されているものの、SADC、COMESA がそれぞれ所掌する OSBP は運用開始に至っていないものが多く、今後の改善が求められる。特に、世界銀行がとりまとめる Doing Business (2019 年度版) 及び物流パフォーマンス指標 (2018 年度版。Logistics Performance Index (LPI)) において、南アフリカは比較的総合順位が高いものの、ザンビアとジンバブエは総合順位と比較して国境貿易や税関の指数が劣後しており、改善が求められる。ボツワナは、これらの指標は総合順位と比較して良いものの、カズングラ国境 (ザンビア・ボツワナ間) の OSBP 化を促進することでさらなる指標改善が期待できる。

また、対象国は南アフリカ以外はいずれも内陸国であり、物流における輸送時間、コストが課題となっている。そのような中、南アフリカ共和国の主要港であるダーバンからザンビアの首都ルサカへと続く南北回廊は、南部アフリカ地域における物流網の主要回廊と位置付けられており、国境の OSBP 運用が改善されることによる貿易円滑化への期待が高い。

このような中、ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ、南アフリカの各国政府は我が国に対し、チルンド及びカズングラ国境における OSBP 機能改善を実施すべく技術協力プロジェクトを要請した¹。

¹ ザンビア、ジンバブエ、ボツワナは2019年度、南アフリカは2020年度の要請。

これを受けて、本プロジェクトの実施協議が先行するザンビア及びジンバブエに関して JICA は 2020 年 7 月に基本計画策定調査を実施し、2020 年 8 月にザンビア、2020 年 11 月にジンバブエとの間で討議議事録（Record of Discussions (R/D)）の署名・交換を行った。現在、ボツワナとは R/D 締結に向け継続協議中である。また、南アフリカに関しては、詳細計画策定調査を通じてプロジェクト実施に関して合意形成を図る予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される機構職員等と本事業を受注しているコンサルタント専門家（以下「事業コンサルタント」という。）と随時情報共有・協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021 年 4 月下旬～5 月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書や当該事業対象地域の回廊開発・貿易円滑化に係る関連報告書等の資料・情報を収集・分析し、事業対象国における本プロジェクトの位置づけや OSBP に関する政策・制度の現状・課題を把握する）。
- ② 本事業の基本計画の内容を把握する（ザンビア、ジンバブエに関して実施済みの基本計画策定調査結果（R/D（Record of Discussions）、PDM（Project Design Matrix）、PO（Plan of Operation）、また類似案件「東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト」の業務進捗報告書等を参照する）。
- ③ 対象国境の内、 Beitbridge 国境（南アフリカ - ジンバブエ間）における既存の法的枠組み、組織体制、周辺環境、国境管理に係る手続き、OSBP 運用促進組織の設立／活動状況を確認する。
- ④ Beitbridge 国境以外の対象国境に関する情報に関し、事業コンサルタントが収集・整理しているため、共有を受け現状を把握する。
- ⑤ 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針案を検討する。
- ⑥ 事業コンサルタントとも調整のうえ、質問内容に重複の無いよう留意のうえ、相手国関係機関等への質問票（英文）を取りまとめる。

- ⑦ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点で踏まえ、基本計画のPDM、POの更新案（いずれも英文）及び事業事前評価表案（和文）を検討する。
- ⑧ 本調査のR/D案及びM/M（Minutes of Meetings）案（いずれも英文）の作成に協力する。
- ⑨ 対処方針（案）、リスク管理チェックリスト（案）（いずれも和文）の作成に協力する。
- ⑩ 調査団の事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2021年5月下旬～7月上旬）

- ① JICA事務所（ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ、南アフリカ）等との打合せに参加する。
- ② 事前に配布した質問票を回収、整理すると共に、プロジェクト関係者に対するヒアリングを行う。
- ③ （1）及び質問票を通じて得られなかった情報や実態に関する情報を追加で収集する。
- ④ 事業対象国関係機関との協議及び現地調査に参加し、議事録の作成に協力する。
- ⑤ プロジェクト関係者に対して、必要に応じて評価手法について説明を行う。
- ⑥ 調査団及び事業対象国関係機関と協議の上、基本計画のPDM・POの更新案の作成に協力する。
- ⑦ 事業対象国関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D案・M/M案の作成に協力する。
- ⑧ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表案の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果のJICA事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2021年7月中旬～7月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年7月31日までに電子データにて提出すること。

なお、次の①～③を参考資料として添付すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ その他面談議事録、収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドーハ（経由地）⇒ヨハネスブルク（南アフリカ）⇒ルサカ（ザンビア）⇒ハラレ（ジンバブエ）⇒ハボローネ（ボツワナ）⇒ルサカ（ザンビア）⇒ドバイ（経由地）⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、必要に応じて、JICA 事務所（ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ、南アフリカ）より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関係費
- ・ 通信・運搬費（携帯電話通信費）

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2021 年 5 月下旬から 7 月上旬の間で 40 日間程度を予定しており、具体的な日程は追って決定します。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 2～4 週間程度先行して現地調査を開始することを予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

なお、調査団ではありませんが、本事業コンサルタントとは随時情報共有・調整を行い、調査を進める予定です。

③ 便宜供与内容

JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし (英語圏のため)
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行財政・金融チーム (TEL: 03-5226-6587) にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ 案件概要表
- ・ R/D (ザンビア、ジンバブエ)
- ・ 「南北回廊における円滑なOSBP運営管理能力強化プロジェクト」基本計画策定結果
- ・ チルンド国境通関時間調査 (TRS) 結果 (2017年、COMESA実施分)
- ・ カズングラ国境通関時間調査 (TRS) 結果 (2017年、ザンビアZRA実施分)
- ・ チルンドOSBP手続きマニュアル
- ・ OSBP関連法 (対象国)
- ・ OSBP Sourcebook (Second Edition)
- ・ 2020年7月にカウンターパート機関と署名したR/D (写)
- ・ 「東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジ

エクト」業務進捗報告書

- ・ ルスモ国境、ナマンガ国境TMSレポート（ベースライン、エンドライン）

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ アフリカ地域 南部アフリカ地域経済回廊インフラ開発支援に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2013年5月）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12119913.pdf>

- ・ ボツワナ OSBP導入および税関行政向上 専門家活動報告書（2017年）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/1000039265.pdf>

- ・ ボツワナ共和国、ナミビア共和国 マムノ/トランス・カラハリ国境OSBP導入プロジェクト終了時評価調査報告書（2013年9月）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/12145850.pdf>

- ・ ザンビア共和国・ジンバブエ共和国 ザンベジ川チルド橋建設計画事業化調査報告書（1998年10月）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000042393.html>

- ・ ボツワナ・ザンビア国 ザンベジ川カズングラ橋建設計画調査最終報告書 要約（2001年3月）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P0000003434.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案

を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所（ザンビア、ジンバブエ、ボツワナ、南アフリカ）などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ 新型コロナの流行その他の状況を踏まえ、現地渡航が不可となった場合は、現地人材を活用する等の代替案を検討し遠隔調査に変更する可能性があります。その場合、必要な国内業務人月数を見直したうえで、現地業務の人月数を国内業務へ振替える契約変更手続きを行います。
- ⑦ ザンビア、ジンバブエ（及びボツワナ）に関しては本事業コンサルタントが既に情報収集を開始しているため、本コンサルタントは同事業コンサルタントと十分に情報共有・連携を図り業務を実施することが期待されます。
- ⑧ ボツワナ政府との間で基本計画策定調査結果を合意できない場合には、ボツワナ（及びカズングラ OSBP）を本事業対象外とする可能性があります。

以上